

## 自賠責運用益拠出事業に係る支出要領

### (目的)

第1条 自賠責運用益拠出事業に係る支出細則（以下「細則」という。）第8条に基づき、本協会における自賠責運用益にかかる支出事務、運用益の拠出を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）からの申請および運用益の拠出を受けた団体（以下「助成団体」という。）による報告の実施にあたり必要な事項を定める。

### (支出対象の要件)

第2条 本協会は、細則第2条に定める自賠責運用益拠出事業の支出にふさわしい事業内容、支出額は、次の各項に掲げる事業等に支出する場合、次の各号に定めるところにより判断する。

(1) 細則第2条第2号に規定する事業のうち②に規定する医療機関への支出

補助の対象は、交通外傷の診断に有効とされる医療機器とし、当該機器の購入にかかる経費の三分の二までとする。また、補助総額の上限額は、医療機関ごとに別に定めるものとする。

(2) 細則第2条第4号に規定する事業のうち医研センターの医療費支払適正化のための医療研修にかかる事業への支出

当該事業にかかる経費のうち、自賠責保険および自動車保険の対人賠償保険にかかる支払保険金（死亡保険金を除く。以下同じ。）の合計に占める自賠責保険に係る支払保険金の割合を踏まえて支出するものとし、当該割合は、百分の七十とする。ただし、特に受講者が直接便益を受ける経費は、原則として、受講者の負担とする。

2 本協会は、自賠責運用益拠出金（以下「助成金」という。）の交付を申請団体の法人口座への振込みにより行う。ただし、法人格を有しない団体（権利能力なき社団を含む。）については、当該団体の実在・組織・代表体制等が規約その他の資料により確認できる場合に限り、任意団体名義の口座への振込みを認める。

3 本協会は、前二項の規定により支出の対象となり得る事業であっても、次の各号に掲げる事業については、原則として、助成の対象としないものとする。

(1) 第14条の規定により、本事業への申請の受理または助成金の交付を停止されている者が実施し、または実施しようとする事業

(2) 申請団体の代表者、役員またはこれらに準ずる者が、第14条に基づく申請および交付の停止を受けた団体において、実質的に事業運営に関与していたと本協会が認める場合における、当該者が代表者、役員またはこれらに準ずる者として関与する事業

(3) 前各号に掲げるもののほか、自賠責運用益拠出事業の趣旨に照らし、支出対象として適当でないと本協会が認める事業

### (申請時の必要書類)

第3条 申請団体は、本協会が定める期日までに別紙1に定める申請書を本協会に提出しなければならない。

### (決定通知)

第4条 本協会は、支出内容が決定された後は、すみやかに、申請団体に対し、支出決定の通知を行う。支出決定の通知には、支出目的、支出額、支出についての条件がある場合はその内容等を明記する。

- 2 助成決定の通知を受けた申請団体は、助成金の受領に先立ち、本協会が定める義務を遵守する旨を記載した確認書を提出しなければならない。
- 3 前項の確認書の提出がない場合、本協会は助成金の交付を行わない。

(事業期間の延長)

第5条 助成団体は、助成事業について次の各号に掲げる事由に該当し、年度内に完了しないと見込まれる場合には、本協会が定める別紙4に定める延長申請書を提出し、本協会の承認を受けた場合に限り事業期間を延長できる。承認を受けない場合は、第9条に定める返還の手続きに従う。

- (1) 単年度計画の事業において、やむを得ない事由により年度内に完了しないと見込まれる場合
  - (2) 複数年計画の事業の最終年度において、やむを得ない事由により年度内に完了しないと見込まれる場合
  - (3) その他、本協会が事業遂行上必要と認める場合
- 2 本協会は、前項の申請に関し必要と認めるときは、追加の説明または資料の提出を求めることができる。
  - 3 延長後の事業完了期限は、原則として次年度末を限度とする。

(事業の変更および中止)

第6条 助成団体は、助成事業の内容を変更し、または中止しようとするときは、別紙5に定める変更・中止申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 本協会は、助成団体が助成事業の内容を変更し、または中止した場合において、当該変更または中止に伴う実績報告書、収支簿その他必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 助成団体は、助成事業の内容を変更し、または中止した場合、助成金に未使用額があるときは、第9条の規定を準用し、すみやかに返還しなければならない。

(中間報告)

第7条 助成団体は、事業の進捗状況および経理状況について、本協会が定める期日までに、別紙2に定める実施状況報告書を提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 助成団体は、助成事業が完了したとき、または助成年度が終了したときは、本協会が定める期日までに、別紙3に定める事業報告書を提出しなければならない。

- 2 支出日、支出先、支出額、費目、目的・用途、算出根拠その他使途報告書の必須事項を網羅し、事業ごとの収支状況を明確に確認できる帳票（財務会計システム等により作成された収支簿等）が提出されたときは、当該帳票をもって別紙所定の使途報告書に代えるものとする。
- 3 助成団体は、前2項の事業報告書等において、助成事業の実施結果および成果について、可能な範囲でその効果を明らかにするよう努めるものとする。

- 4 助成団体は、本協会が助成事業の成果または効果を把握するために行う調査、評価または聞き取り等に対し、合理的な範囲で協力するものとする。
- 5 本協会は、助成事業の実施状況および成果について、助成団体の同意を得た上で、その全部または一部を公表することができる。

#### (剰余金の返還)

- 第9条 助成団体は、助成事業において助成金に剰余が生じた場合は、すみやかにその残額を本協会に返還しなければならない。
- 2 単年度計画の事業において剰余額が発生する場合は、助成団体は、別紙7に定める返戻精算書を本協会指定の期日までに提出し、原則として当該年度の2月末までに返還しなければならない。ただし、第5条の規定による延長および次項の規定による繰越が承認された場合は、この限りでない。
  - 3 助成団体は、別紙6に定める繰越申出書を提出し、本協会の承認を受けた場合に限り翌年度への繰越を行うことができる。翌年度の申請においては、当該繰越金を含めた資金計画を示し、適切な申請額を設定しなければならない。
  - 4 本協会は、前項の繰越承認にあたり、必要な資料の提出を求めることができる。
  - 5 複数年計画の事業の最終年度において剰余が発生する場合は、助成団体は、別紙7に定める返戻精算書を本協会指定の期日までに提出し、原則として当該年度の2月末までに返還しなければならない。ただし、第5条の規定による事業の延長および本条第3項の規定による繰越が承認された場合は、この限りでない。

#### (経理処理の原則)

- 第10条 助成団体は、助成金の経理処理について、次の各号に定めるところによらなければならない。

##### (1) 事業別の収支管理

助成金にかかる経費は、原則として他の事業の経費と明確に区分し、助成事業に関する使途報告書を作成しなければならない。

##### (2) 証憑書類の保存

助成事業にかかる経理帳簿および領収書、契約書等の証憑書類は、事業完了後5年間保存しなければならない。

##### (3) 証憑書類の提出

助成団体は、領収書や振込明細等の証憑書類を提出しなければならない。なお、助成事業の全部または一部を第三者に委託して実施する場合には、当該委託先が作成または保管する経理帳簿、領収書、契約書その他の証憑書類についても、助成団体の責任において整理・保存を行い、本協会から求めがあったときは、提出しなければならない。

- 2 第1項第3号の規定による証憑書類の提出について、独立した監査法人もしくは公認会計士の監査を受けている場合または助成団体が公益社団法人もしくは公益財団法人であり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき行政庁の監督を受け、適正な運営を確保するために必要な体制を有すると認められる場合は、事業ごとに収支が記載された法人の決算書類および監査報告書の提出をもって、領収書等の証憑書類の提出に代えることができる。なお、本協

会が必要と認めた場合は、当該証憑書類の提示を求めることがある。

- 3 第1項第3号の規定による証憑書類の提出について、助成団体が国、地方公共団体その他の行政機関である場合は、当該行政機関が法令に基づき作成・管理する支出関係書類または受領確認書類等の提出をもって領収書等の証憑書類および公認会計士または監査法人による監査報告書の提出に代えることができる。

#### (監査)

- 第11条 本協会が行う監査とは、助成金が助成事業の目的に沿って適正かつ有効に使用されているか、ならびに、申請時に提出する確認書、自賠責運用益拠出事業に係る支出細則その他本協会の定める諸規程に従って事業が遂行されているかを確認するために実施する調査および必要な措置をいう。監査は、現地調査、資料閲覧その他本協会が必要と認める方法により行うものとする。
- 2 本協会は、助成事業の適正な執行を確認するため、助成団体に対し、次の各号に掲げる権限を有する。
  - (1) 現地調査：助成事業の実施状況および助成金の執行状況に関する現地視察およびヒアリングの実施。
  - (2) 資料閲覧：助成金にかかる経理帳簿、証憑書類その他関係資料（電磁的記録を含む）の閲覧および謄写。
  - (3) 是正指導：助成金管理を含めた助成事業の遂行に関する是正指導。
- 3 本協会は、助成団体の財務書類、収支簿、領収書等の証憑書類（電磁的記録を含む）について、必要に応じて監査を行うことができる。本項に基づく監査は、助成金の適正な使用状況を確認するために行うものであり、必要と認める範囲で書類の提示を求めることができる。ただし、次項各号に該当する助成団体については、この限りでない。
- 4 本協会は、次の各号に掲げる助成団体について、助成金の適正な使用状況を確認するため、事業に係る財務書類および証憑書類（電磁的記録を含む）の監査を実施するものとする。
  - (1) 独立した監査法人または公認会計士による監査を受けておらず、助成金の使途または事業の進捗に関し、本協会が重点的な確認を要すると認める助成団体。
  - (2) 本協会が求める書類の提出が不十分または不適切と認められる助成団体。
  - (3) その他、本協会が助成事業の適正な執行を確保するため、調査の実施が必要と認める助成団体。
- 5 前項に基づく監査の対象となる助成団体は、事業にかかる財務書類および証憑書類を、本協会が指定する期限までに提出しなければならない。
- 6 本協会は、助成事業完了日から5年間、必要と認めた場合には、第3項に基づく監査その他必要な調査を行うことができる。
- 7 本協会は、本条に基づき監査等を行った場合、その監査結果を一般に公表することができる。
- 8 助成団体は、本条に基づき行われる監査を拒み、妨げ、または忌避してはならない。
- 9 本協会が本条に基づく現地調査を行う場合は、原則として助成団体に対して、日時、方法、場所および提出を求める資料の内容を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合または事前に通知することにより監査の目的を達成することが困難であると認められる場合には、この限りではない。
- 10 助成団体が国、地方公共団体その他の行政機関である場合は、当該機関が会計検査院法、地

方自治法その他の法令に基づく検査または監査の対象となっていることに鑑み、本協会は本条に基づく監査を行わないものとする。

- 1 1 助成団体が公益社団法人または公益財団法人であり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき行政庁の監督を受け、適正な運営を確保するために必要な体制を有すると認められる場合には、第4項の規定に基づく監査を行わないことができる。ただし、本協会が必要と認めるときは、この限りでない。
- 1 2 助成団体は、本協会が助成事業に関連して、助成団体が事業を委託した第三者（以下「委託先」という。）に対し、本条に基づく監査を実施する場合には、当該委託先がこれに協力するよう、必要な措置を講じなければならない。この場合において、委託先が正当な理由なく協力しないときは、助成団体が本条に基づく監査を拒んだものとみなすことができる。
- 1 3 助成団体は、助成金の不適切な使用、重大な会計処理上の不備、個人情報の漏えいその他本要領の履行に重大な影響を及ぼすおそれのある事案を把握したときは、前各項に定める監査の有無にかかわらず、遅滞なく本協会へ報告しなければならない。
- 1 4 本協会は、前項の報告内容または監査により不備または不適切な事項を把握した場合、是正期限を付して改善を求めることができる。当該期限までに改善がなされないとき、または重大な違反が判明したときは、第12条、第13条および第14条に定める措置を講ずることができる。

（交付決定の取消しおよび返還）

第12条 本協会は、助成団体が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、助成決定の全部または一部を取り消し、既に交付した助成金の全部または一部の返還を命じることができる。

- （1）本協会の承認を受けずに事業内容を変更、または中止したとき。
- （2）事業計画・予算に関する書類、その他助成団体が本協会に提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- （3）法令または助成団体の定款に違反する行為があり、運営の適格性を著しく欠くと認められるとき。
- （4）第11条に定める監査を拒み、妨げまたは忌避した場合もしくは監査に際して虚偽の報告・説明をしたとき。
- （5）正当な理由なく所定の期限までに報告がなく、本協会が行った督促にも応じないとき。
- （6）助成団体が破産、民事再生等の申し立てを受け、事業遂行が困難となったとき。
- （7）助成金を本来の事業目的以外に使用し、または第三者に不適切に供与したとき。
- （8）団体の代表者または役員、実質的に経営に関与する者もしくは従業員等（以下「役員等」という。）が、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当し、または過去5年以内に該当していたと認められるとき。
- （9）反社会的勢力が助成団体の経営を支配し、または実質的に関与していると認められるとき。
- （10）助成団体またはその役員等が、反社会的勢力を利用していると認められるとき。
- （11）助成団体またはその役員等が、反社会的勢力に資金、物品、便益その他の利益を提供し、または便宜を供与していると認められるとき。

- (1 2) 助成団体またはその役員等が、反社会的勢力と取引、情報の授受、人的・資本的関与その他社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (1 3) 助成団体またはその役員等が、自らまたは第三者を利用して、本協会または本協会の役員、使用人、会員、委託先、取引先その他関係者に対し、暴力的行為、詐術または脅迫的言辞を用い、名誉・信用を毀損し、または業務を妨害したとき。
  - (1 4) 第10条第1項第2号に定める証憑書類の保存を怠り、または保存期間内（事業完了後5年間）にこれらを紛失し、第11条に定める監査・調査が不能となったとき。
  - (1 5) その他、本要領の規定に違反し、助成の趣旨に反すると認められるとき。
- 2 助成事業の実施に関し、助成団体が委託した委託先の行為または不作為により前項各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、当該行為または不作為は助成団体の行為とみなす。

(団体名、代表者名等の公表)

第13条 本協会は、前条に基づき取消しまたは返還命令を行った場合、必要に応じて、次の各号のいずれかに該当する者、処分の内容および事由を本協会ウェブサイト等において公表するものとする。

- (1) 当該取消しの処分を受けた助成団体
  - (2) 前号に掲げる団体の代表者、または当該取消しが研究事業にかかるものである場合において、当該取消しの原因となった不正行為もしくは助成金の不適切な使用に直接関与したと認められる研究者
- 2 前項の規定による公表期間は、処分の決定の日から起算して、第14条に基づく申請および交付の停止期間とする。ただし、第14条第4項の規定により当該停止が解除された場合であつて、本協会が公表を継続する必要がないと認めるときは、当該公表期間の満了を待たずに、公表を中止することができる。

(申請および交付の停止)

第14条 本協会は、第12条の規定により助成決定の取消しを行った場合、次の各号のいずれかに該当する者に対し、処分の決定の日から起算して1年以上の範囲で、本事業への申請受理および助成金の交付を停止する。

- (1) 当該取消しの処分を受けた助成団体
  - (2) 前号に掲げる団体の代表者、または当該取消しが研究事業にかかるものである場合において、当該取消しの原因となった不正行為もしくは助成金の不適切な使用に直接関与したと認められる研究者
- 2 前項の規定により申請および交付の停止期間中である者が、停止開始前に提出した申請については、当該停止措置の対象外として取り扱う。ただし、本協会が当該申請についても不適切と認める相当の理由がある場合は、この限りでない。
- 3 申請および交付の停止解除を希望する者は、是正措置および再発防止策の内容を記載した書面を本協会に提出しなければならない。
- 4 本協会は、前項の提出内容を踏まえ、停止事由が解消されたと認めるときは、停止期間の満了を待たずに、当該停止を解除することができる。

(個別事業にかかる事務の詳細)

第15条 個別の助成事業に係る申請書類の様式、提出期限、手続きの流れその他詳細については、必要に応じて、本要領に定めるほか、本協会が別に定めるところによる。

(規程の改廃)

第16条 本要領の改廃は、自賠責業務部会の審議を経て、自賠責業務部会長の決裁による。ただし、軽微な改定については、同部会の審議を経ず、自賠責業務部会長の決裁によることができる。

(規程の所管)

第17条 本要領の所管は、業務企画部とする。

2011年 4月制定

2012年 4月改定

2026年 6月改定